

小田原市地域包括支援センター運営法人募集要項に対する質問への回答

	質問	回答
1	現在、主任介護支援専門員は無なので配置するためには神奈川県が主催する研修を受講が必要であるが、別添のとおり２８年度の募集期間が終了しており２９年４月１日開設には間に合わないが、２９年度を受講で資格を取得することで開設可能か。	・要項にお示ししたとおり、平成２９年４月１日から地域包括支援センター業務を開始することとしていますので、開設するにあたり人員体制等必要な要件を満たしている必要があります。
2	現在、当法人には社会福祉士が在籍していないが、今後採用予定で応募申請は可能か。	・要項にお示ししたとおり、原則は配置予定の職員を確定させてから申請いただきたいが、やむを得ず、職員が確定できない場合は、職員確保計画等を記載し、平成２９年１月末までに配置職員を確定し、必要書類を提出することとしています。ただし、その状況を踏まえて評価されることとなると思われます。